

蜂の巣駆除で 思わぬ 高額請求！



事例

「蜂の巣1個で4千円」という広告を見て業者に依頼したところ、巣は1つしか見せられていないのに「他にも2つ巣があった」と言われ、合計11万円を請求された。

■ 害虫駆除に関するトラブル

事例のように、インターネットで検索し、「数千円から対応可能」といった費用の安さを強調している業者に依頼した結果、想定外の高額な料金を請求されたという相談が寄せられています。危険性や恐怖心からすぐに駆除したいと思い、慌てて業者に連絡してしまいがちですが、落ち着いて対応することがトラブルを防ぐポイントです。

✍ 依頼する際のアドバイス

- 広告等に記載されている**極端に安い価格を鵜呑みにしない。**
- 複数の業者から**見積りを取り比較・検討する**か、(一社)兵庫県ペストコントロール協会(下記)に連絡をする。
- 作業前に費用を確認し、**納得できない場合は契約をしない。**
- 作業後も作業内容をしっかり確認するようにしましょう。
- 困った時は、**消費生活センターへ相談する。**

■ 一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会

蜂の巣の駆除やゴキブリなどの害虫駆除を行う民間の事業者団体です。作業内容に応じて会員業者を紹介してもらえます。

電話：0120-76-2633

受付時間：9:00~12:00、13:00~16:50(土日祝を除く)

HPはこちら



あなたの 心の弱さを 診断しよう！



事例

トイレが詰まりネットで検索した業者に修理を依頼したところ、20万円の見積りを提示され、高いと思いつつも契約をした。修理後、詰まりは解消されたが業者に「汚水槽に木の根っこが絡まっている。取り除くには90万円が必要だ」と言われ、貯金を取り崩してでも修理をしてもらわなければと思い契約をしてしまった。

翌日、昨日の契約について不審に思い、以前依頼したことのある業者に事情を説明したところ「汚水槽に木の根っこが絡むとは思えず、あったとしても90万円は高すぎる」と言われたため解約したい。

■ 慌てて契約をしない

人間は何かを決断する際にエネルギーを使います。そのため、事例のように慌てている時などに連続した意思決定を要求されると、意識のコントロールが低下し、意思決定に悪影響を及ぼす場合があります。その結果、契約の交渉や決定において、不利な条件を承諾したり、後で後悔するような契約を結んでしまったりする可能性があります。

✎ トラブルを避けるために！

- すぐに判断せず、一呼吸おいて冷静になることを意識的に習慣づける。
- 困った時や悩んだ時は、専門的な知識を持つ専門の相談窓口や業界団体へ相談する。

■ だまされやすさを確認しよう！

ページ右側のチェックリストを使って、あなたの心理傾向を確認してみましょう。心の弱さを知っておくことが消費者被害を防止する第一歩になります。

✎ だまされやすさを測る心理傾向チェック

各項目に点数をつけよう！

1点：ほとんど当てはまらない

2点：あまり当てはまらない

3点：どちらともいえない

4点：やや当てはまる

5点：とても当てはまる

A

① 揉まれるようにお願いされると弱い

点

② おだてに乗りやすい

点

③ 自信たっぷりに言われると納得してしまう

点

④ 見かけの良い人だといひ信じてしまう

点

⑤ 素敵な異性からの誘いだと思えない

点

B

⑥ マスコミで取り上げられた商品はすぐ試したくなる

点

⑦ 好きな有名人が勧める商品は買いたくなってしまう

点

⑧ 新しいダイエット法や美容法にはすぐにとびつく

点

⑨ 専門家や肩書きがすごい人の意見には従ってしまう

点

⑩ 無料だったり返金保証があるならいろいろ試してみたい

点

C

⑪ 資格や能力アップにはお金を惜しまない

点

⑫ 良いと思った募金にはすぐ応じている

点

⑬ 欲しいものは多少のリスクがあっても手に入れる

点

⑭ どんな相手からの電話でも最後まで聞く

点

⑮ 試着や試飲をしたために、つい買ってしまったことがある

点

合計 点

■ 勧誘を受けた時に契約してしまう確率

合計点数が高い人ほどだまされやすい傾向にあるため、日頃から意識して気を付けましょう。また、A、B、Cの点数でより詳しい注意ポイントが分かります。

①～⑮の合計点数が高い人ほど危険です！

✓ 勧誘を受けた時に契約してしまう確率

30点未満	30点台	40点台	50点台	60点以上
約25%	約30%	約40%	約50%	約70%

✓ A、B、Cの点数が各14点以上の人は下記に注意しましょう

A：勧誘者の信じすぎに要注意

B：売り口上の信じすぎに要注意

C：自分の欲しい衝動に要注意

住宅リフォーム 関係のトラブル



■ 住宅リフォーム時のトラブル

省エネ住宅のような断熱性能を高めた住まいは、住人の健康づくりにもつながるとして、国の助成金（住宅省エネ2025キャンペーン）等が整備されている一方で、悪質なりフォーム業者が様々な手口で契約を勧めてくるため注意しましょう。

■ 突然の訪問に注意

突然自宅を訪問して必要のない設備交換や費用の割引等でリフォームをするように勧誘したり、省エネリフォームが義務化されていると嘘をついて契約させようとしたりする悪質な業者に気を付けましょう。言われるがまま契約した結果、高額な料金を請求された、料金を支払ったが工事が始まらない、業者と連絡が取れない等のトラブルに発展する場合があります。

✎ トラブルを防ごう！

- 突然訪問して「異常がある」と**不安をあおって契約を勧めてくる業者には注意する。**
- 複数の業者から見積りを取り、**比較・検討してから契約をする。**
- 交渉時の相手の発言などは**こまめに記録しておく。**
- 困った時は**消費生活センターや、神戸市すまいの総合窓口「すまいるネット」に相談する。**

■ 神戸市すまいの総合窓口「すまいるネット」

電話：078-647-9900

受付時間：10：00～17：00（水曜・日曜・祝日定休）

HPはこちら



悪質商法や契約トラブルなど、
消費生活に関する相談は **神戸市消費生活センターへ**

電話相談

消費者ホットライン ▶ いやや **188**

平日：9：00～17：00（平日は078-371-1221でもつながります）

土日祝：10：00～16：00（（独）国民生活センターにつながります。12/29～1/3を除く）

オンライン相談

ホームページからオンラインで相談 ▶



HPはこちら



来訪相談は事前予約制。（神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階）